

汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託公募型
プロポーザル競争実施公告

汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託について、公募型プロポーザル競争によりその契約の相手方となる契約候補者の選定を行うので、下記のとおり公告する。

令和7年4月2日

熊谷市長 小林 哲也



記

1 業務等概要

(1) 名称

汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託

(2) 目的

本業務は、基本計画に基づき DB+0 方式で実施する汚泥再生処理センターの整備にあたり、基本設計の策定から事業者との契約に至る一連の業務について、必要となる法務及び技術面などの支援並びに調査・検討並びに資料作成等の支援を行う。

(3) 業務委託内容

「汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託仕様書」参照

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

2 予算額

業務等に要する費用の上限は、29,986,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、令和7年度の契約限度額は、14,993,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則(平成18年規則第81号)又は熊谷市物品等競争入札の資格等に関する規則(平成18年規則第82号)に基づく資格者名簿に登載されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱(平成17年訓令第62号)又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱(平成19年訓令第50号)による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) (1)の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。
 - ア 概要書(参考様式1)

- イ 使用印鑑届（参考様式2）
 - ウ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
 - エ 個人にあつては、身分（身元）証明書及び誓約書
 - オ 財務諸表
 - カ 法人にあつては、直近年度の法人市民税（事業所が市内にある場合のみ）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - キ 個人にあつては、直近年度の市民税（市内に住所がある場合のみ）、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - ク 業務経歴書
 - ケ 個人にあつては、成年被後見人、被補佐人、被補助人又は未成年である場合は同意書（申請日前3か月以内に作成したもの）
 - コ 当該業務に関連する登録（許可）証明書又は登録通知書等の写し
- (7) 元請として、過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間）に、以下全ての業務を完了した実績を有すること。
- ア 国又は地方公共団体等が発注するし尿処理施設又は及び汚泥再生処理センターの基本設計業務の完了実績。
 - イ 国又は地方公共団体等が発注するし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの発注支援業務の完了実績。
- (8) 契約後、当該委託に対応する管理技術者等を「汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託仕様書」の第1章第11節に従い配置できること。（確認資料として資格を証明する書類の写しを必要とする。）なお、配置する管理技術者等は、公告日現在において、参加希望者と直接的かつ1年以上の恒常的な雇用関係にあること。（確認資料として健康保険証の写し又は雇用保険被保険者の写しを必要とする。）

4 手続等

(1) 実施要領等の配布

実施要領等の配布は、次のとおりとする。

ア 配布期間

令和7年4月2日（水）から4月17日（木）までの8時30分から17時15分まで。ただし、閉庁日を除く。

イ 配布場所

環境部環境推進課又は市ホームページ

ウ 配布書類

実施要領、仕様書等

(2) 参加申込手続

実施要領に定める提出書類を提出する。

ア 提出期限 令和7年4月17日(木) 17時まで

イ 提出先 環境部環境推進課

(3) 質問及び回答

ア 質問方法

質問がある場合は、質問書(様式1)に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

※ 電子メール送信後、質問未受領防止のため必ず環境部環境推進課に電話し着信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

イ 質問期限

令和7年4月9日(水) 17時まで

ウ 提出先

環境部環境推進課

電子メール kankyosuishin アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ 「アットマーク」は「@」に置き換えてください。

エ 回答方法

回答は、電子メールにより送信する。

オ 回答日

令和7年4月14日(月)

5 審査方法

一次審査では、提出された書類を環境推進課において審査し、二次審査対象を選出する。二次審査では、提出された企画提案書、事務実績調書等について、プレゼンテーション及び質疑応答により、汚泥再生処理センター整備事業に係る発注支援等業務委託プロポーザル審査委員会が審査する。

6 選定結果

(1) 通知方法

全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期

令和7年5月下旬

※ 選定結果の公表については、実施要領による。

7 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。

8 日程

令和7年4月 2日 (水)	実施公告及び参加申込開始
4月 9日 (水)	質問締切
4月14日 (月)	質問に対する回答
4月17日 (木)	参加申込、一次審査提出書類締切
4月23日 (水)	一次審査決定通知
5月 8日 (木)	二次審査提出書類締切
5月16日 (金)	プレゼンテーション審査
5月下旬	選定委員会への報告
5月下旬	選定結果通知

9 問合せ先

熊谷市環境部環境推進課 堀口・水沼

電話：048-536-1570 (内線210)

FAX：048-536-2009

E-mail：kankyosuishin アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ 「アットマーク」部分は「@」に置き換えてください。